

**○神戸市火災予防条例第30条の5第2項第1号に規定する定温式住宅用防災警報器の設置に係る消防長が定める技術上の基準**

(平成26年3月31日消防告示第5号)

神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)第30条の5第2項第1号に規定する定温式住宅用防災警報器の設置に係る消防長が定める技術上の基準を次のように定める。

定温式住宅用防災警報器は、次のとおり設置及び維持するものとする。

- 1 天井又は壁の屋内に面する部分(天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下同じ。)の次のいずれかの位置に、火災の発生を早期に、かつ、有効に感知することができるように設置すること。
  - (1) 壁又ははりから0.4メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
  - (2) 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- 2 定温式住宅用防災警報器は、その機能に支障を及ぼすおそれのある場所以外の場所に設けること。
- 3 定温式住宅用防災警報器の設置及び維持については、この告示に定めるもののほか、神戸市火災予防条例第30条の3第5号アからカまでの規定を準用すること。

**附 則**

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 定温式住宅用火災警報器及び当該機器の設置に係る技術上の基準(平成18年3月28日消防告示第4号)は廃止する。